

平成27年8月

お客さま 各位

長浜信用金庫

**法人インターネットバンキングサービスに係る  
預金等の不正な払出し被害の補償対応について**

平素は、「くながしん> 法人インターネットバンキングサービス」をご利用いただき、誠に有難うございます。

さて、当金庫では、法人のお客さまがインターネットバンキングで不正な払出しの被害に遭われた場合に、下記のとおり補償を行うことといたしますのでお知らせいたします。

また、お客さまにおかれましては、不正払出し被害防止のため、当金庫がお願いしておりますセキュリティ対策を実施していただきますようお願いいたします。

なお、本件に関しご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお取引店またはお客さま相談室までお問合わせください。

記

**1. 補償開始日** 27年8月24日（月）

**2. 補償内容** 被害額を限度に1口座あたり最高1,000万円まで補償いたします。

※お客さまが被害に遭われた状況等を踏まえ、個別の事案毎に補償いたします。

※補償の対象とならない場合や補償額が減額される場合があります。

**3. 補償の対象とならない場合または補償額が減額される場合（主なもの）**

（1）お客さまが次の対応を実施されていない場合

- ・不正被害発生の翌日から30日以内に当金庫に通知されていない場合
- ・不正取引の被害事実等を警察に届出されていない場合
- ・当金庫並びに警察による調査等にご協力いただけない場合

（2）お客さまに次のような過失事象が認められる場合

- ・当金庫が推奨する電子証明書等のセキュリティ対策を実施されていない場合
- ・ID、パスワード等の管理が適切に行われていない場合
- ・当金庫がインターネットバンキング取引画面等により注意喚起している各種対策が適切に実施されていない場合

（3）その他

- ・お客さまの関係者（社員等）による不正取引と判明した場合
- ・天変地異、地震等による著しい秩序の混乱に乗じた行為による被害の場合

○お問い合わせ先 長浜信用金庫 お客さま相談室

0120-549-274（受付時間 平日9:00～17:00）

以上